

(別紙)

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和6年度第4／四半期(令和7年1月～3月分))

公表年月日	船 名	船 種 又は 業 種	船舶所有者名	所 在 地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行 った主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備 考
令和7年4月25日	第六拾八 宝来丸	貨物船	宝来建設工業 株式会社 (法人番号 2140001062544)	兵庫県 姫路市	令和7年3月27日	発航前の検査、航 海の安全の確保 等の違反事実を確 認したため。	戒告 (船員法第8条、 第14条の4等)	

※公表理由:船員法等の違反に対するポイントの累積が120ポイント以上となったため。